

倉敷公害訴訟に関する資料 公開基準

みずしま財団（公益財団法人 水島地域環境再生財団）

2013年3月10日

みずしま財団は倉敷市公害患者と家族の会資料と倉敷公害訴訟に関する資料を所蔵している。全体量の把握は、調査中の為にできていません。しかし、希望者には閲覧できるようにしている。（独法）環境再生保全機構の「記録で見る大気汚染と裁判」ホームページ上にて電子化した資料の目録と、電子化した資料の一部を公開する。

<公開基準>

1. ニュースレターや機関紙、チラシ、総会議案書、書籍、パンフレットなど公開が前提で作成された資料をホームページ上で公開する。
2. 裁判は公開で行われる。裁判資料は裁判に提出した証拠類または裁判の筆記録であるため、原則公開とする。ただし、公害被害者である原告の証人調書や本人尋問に付随した証拠類は診断書や病歴などの個人情報を含むため、公開はしない。
4. 資料に関する問い合わせはみずしま財団にて対応する。

「記録で見る大気汚染と裁判」ホームページ上で公開した倉敷公害訴訟関連の資料の現物はみずしま財団（公益財団法人 水島地域環境再生財団）が所蔵しています。現物を閲覧する場合はみずしま財団にご連絡ください。

<http://www.mizushima-f.or.jp/> 電話 086-440-0121